

茨城県立真壁高等学校いじめ防止基本方針

本校では、いじめの克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため、「茨城県立真壁高等学校いじめ防止基本方針（以下「真壁高校の基本方針」という。）を策定しております。

いじめを学校教育のあらゆる活動を通してとらえ、生徒の生命又は身体をいじめから守るべく、いじめを許さない心、いじめのない集団を育てることが本校の目標です。

この「真壁高校の基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

令和6年4月

茨城県立真壁高等学校長 石塚 幸光

参考

本校における「いじめの対応」

- ① いじめを発見、または相談を受けた。
- ② 速やかに、「茨城県立真壁高等学校いじめ防止基本方針」に則し、「真壁高等学校いじめ防止対策会議」に報告する。
- ③ 真壁高等学校いじめ防止対策会議で、いじめかどうかの判断（＝いじめの認知）を行う。（※担任等の一部の教員で判断しない。）
- ④ いじめと認知した場合（疑いがあるものも含む）、直ちに高校教育課に電話で第一報を入れるとともに、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。

※ 以下の2点が満たされる場合に、いじめが「解消した」と見なす。

ア 加害行為が相当期間（※3か月を目安）ない場合。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる（※被害生徒及びその保護者に対し、面談等により確認する）場合。